

令和3年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業」

## 補助金申請の手引き

令和3年6月

一般社団法人環境金融支援機構

令和3年度ESGリース促進事業 補助金申請の手引き  
目次

1. 事業の目的

2. 制度の概要

- (1) 制度内容
- (2) 補助金交付の仕組み
- (3) 補助対象となるリース契約
- (4) 補助対象となるリース先
- (5) 補助対象となる脱炭素機器
- (6) 補助金交付対象者
- (7) 申込期間
- (8) 予算額
- (9) 補助率
- (10) 補助対象となる脱炭素機器の設置完了予定日

3. 補助金交付申請の手続き

- (1) 申請及び問い合わせ先
- (2) 受付期限
- (3) 補助金申込の受付方法
- (4) 補助金の振込口座
- (5) 補助金の交付日程
- (6) 申請手続きの流れ
  - A. 本事業開始時点での手続きについて
  - B. 補助金交付申請について
  - C. 補助金交付後のリース契約に係る報告事項について
  - D. 補助金の返還事由について
  - E. 指定リース事業者の事情の変更について
  - F. 申請書類等の保存義務について

4. その他

## 1. 事業の目的

リース料の低減を通じ脱炭素機器の普及を促進することによって、地球環境の保全に資することを目的とし、リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大に繋げ、また、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業のサポートを行います。

## 2. 制度の概要

### (1) 制度内容

環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の4%以下の補助金を指定リース事業者に対して交付します。更に、特に優良な取組には、1又は2%上乗せします。

取組の実施主体	ESG要素を考慮した 特に優良な取組の有無	特に優良な取組 (1%上乗せ)		極めて先進的な取組 (2%上乗せ)
		有	無	有
リース先（中小企業等）	基準補助率	有	無	有
指定リース事業者		無	有	有
適用補助率	1～4%：①	①+1%	①+1%	①+2%

指定リース事業者、リース先の両方が特に優良な取組を行っている場合は、①の基準補助率に2%を上乗せします。

それぞれの要件、証憑等の内容は以下の通りとなります。

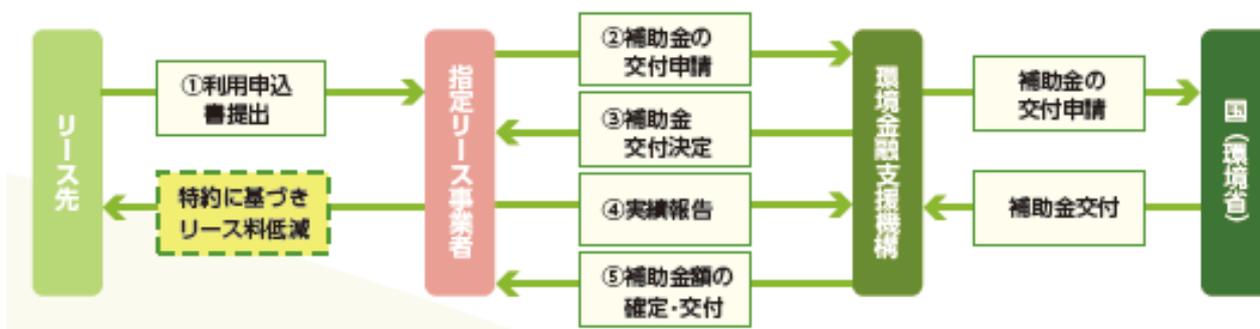
表. リース事業者のESGの取組に関する要件・証憑等

補助率	項目	要件の内容	必要書類
適格要件	ア	リースを実施するに当たり、リース先のESG要素に基づくリスクと機会を把握し対話を行う（エンゲージメント）、又はESG要素を考慮してリース先を選定する	提案実績、成約事例、補助事業の参加等を確認できる資料
	イ	与信審査等においてESG要素を織り込む（インテグレーション）	与信審査等の過程において提案又は判断材料の一つとして織り込んでいることがわかる資料
	ウ	関連する国内外のイニシアチブに賛同している（例：SBT、RE100、REAction、UNEP FI、PRI、PRB、TCFD、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）等）	賛同状況等を確認できる資料
	エ	ESG関連の専門部署や専任者等を配置したうえで、当該部署又は専任者等が本業におけるESGの取組を推進することを目的として部署横断的に業務を実施する等組織的な体制を構築している	配置、組織、業務体制・実施状況を確認できる資料
加要点	オ	本業においてESGに関する目標設定、方針設定、戦略策定等を行い、公表している	経営計画書、統合報告書、CSR、TCDFレポート、HP等内容がわかる資料等
	カ	組織的に与信審査等においてESG要素を織り込む（インテグレーション）	企業として、ESG要素を織り込んだ与信審査の実施が規程、明文化されていることがわかる資料（スコアリングシート、セクターポリシー）

表. サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に対する取組に関する要件・証憑等

補助率	項目	要件の内容	必要書類
適格要件	ア	サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている	取組を行っていることがわかる資料又は下記2点について記載した誓約書（自己申告制） ・取引先の大企業等の名称並びに削減要請の内容 ・上記削減要請に対する取組内容
	イ	脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している	目標設定並びに取組状況がわかる資料
加点要件	ウ	サプライチェーン全体でパリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しており、当該サプライチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取り組んでいる	取組を行っていることがわかる資料又は下記2点について記載した誓約書（自己申告制） ・目標設定内容について ・上記設定に対する具体的な取組内容について
	エ	中小企業等が中小企業版SBT、REAction等、パリ協定に整合する目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取り組んでいる等、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している	目標設定並びに取組状況がわかる資料

(2) 補助金交付の仕組み



- ・一般社団法人環境金融支援機構（以下「機構」という。）は、「令和3年度ESGリース促進事業費補助金」の補助事業者となっています。

(3) 補助対象となるリース契約（交付規程第3条関連）

本事業の補助対象となるリース契約の要件は以下の通りとなります。

- ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器（後記2.（5））を使用させる契約であること。
- ・補助金予定額の全額がリース先のリース料低減につながっている旨の特約が締結されている契約であること。（補足2-1）

なお、リース先に対するリース料への補助金の還元はリース料支払期間内に終了するものとする。（指定リース事業者が補助金交付を受けた後、すみやかに補助金全額

をリース料に一括で還元させる場合は除く)。分割による端数は、初回の支払金額で調整することとする。(補足 2-2)

- ・リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- ・解約可能型オペレーティング以外のリース取引であること。
- ・メンテナンス費用、リース物件のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額等は含まれない(補助対象外)。
- ・リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数(法定耐用年数)の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。
- ・原則、リース料支払い期間中において1年間に4回以上の均等分割払いとなっている契約であること。
- ・日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。
- ・中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと。
- ・国による、他の機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。

※経済産業省の低炭素リース信用保険制度(以下「リース信用保険」という。)との併用は可能。

- ・日本円建ての契約であること。
- ・リース期間を通じて契約が継続していること。
- ・1リース契約の2.(5)の脱炭素機器部分の総リース料の金額については、上限は2億円以下、下限は65万円以上とする。(補足 2-3)

※補助対象機器と補助対象外機器の両方を含むリース契約については、補助対象機器のリース契約のみが補助対象となるため、個別機器毎のリース料の内訳を明示することが条件となる。なお、内訳の明示が出来ない場合は、対象機器のみからなるリース契約をもって補助金申請を行う必要がある。

また、補助対象機器と補助対象外機器の両方に係る共通費用等が含まれる場合は、当該共通費用はリース料又は取得価額で按分すること。

※購入選択権付リースについてはリース料のみを対象とし、残価部分を含まない。

※1社当たりの上限額の設定は行わない。ただし、同時期の同一物件への設備投資に対してリース契約を分割するといった事例では、うち2億円を上限に補助対象とする。

※リースバックによるリース契約の場合、3ヶ月以内のリースバックであることがわかる証憑

(補足 2-1) 補助金によるリース料低減の特約について

- ・書式は、リース契約書での特約追記方式、別冊方式は問いません。
- ・特約書以外に覚書等の名称でも構いません。
- ・以下は特約書の文案の参考例となります。
- リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させる場合：  
「当該リース契約について E S G リース促進事業費補助金が交付された場合には、乙（リース事業者）は当該補助金●●円を支払リース料に均等に分割し、支払毎に●●円を充当します。なお、補助金交付額に変更があった場合には、変更契約を締結するものとします」
- 補助金をリース先に一括で渡す場合：  
「本リース契約について E S G リース促進事業費補助金が交付された場合には、  
・・・、当該補助金額を乙（リース事業者）が交付を受けた後速やかに（又は補助金交付の翌月末に）甲（リース先）に支払うものとします」

(補足 2-2) 補助金のリース料低減への還元方法、期間について

リース料支払期間を 5 年とした時、



補助金のリース料低減への還元は、上記の通りリース料支払い期間中に行う必要があります。また、前倒しして当初に一括して補助金を還元することは問題ありません。



前掲のように補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に片寄る等、リース先に不利となるような還元方法は認められません。

(補足 2-3) 補助対象機器と補助対象外機器の両方を含む契約の総リース料について

補助対象機器	補助対象外費用	補助対象外機器
--------	---------	---------



この部分が、上限額 2 億円、下限額 65 万円。

(4) 補助対象となるリース先（交付規程第3条関連）

本事業の補助対象となるリース先の要件は以下の通りとなります。

- ・対象リース先は、中小企業、個人事業主等とする。  
なお、中小企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
  - ①資本金基準とし、中小企業は資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
  - ②医療法におけるベッド数199床以下の医療施設とする。  
※その他の資本金又は出資の定義がない法人については補助対象外。  
\*建物等に搭載する脱炭素機器を、住居と事業者が一体となっている建物に搭載する場合については、個人事業主等がその建物等の2分の1以上の用途を占める区分がある場合に対象とする。
  - ③リース先は、中小企業等によるサプライチェーン上の脱炭素化に資する以下の取組を行っている者とする。
    - ・ サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。
    - ・ 脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。
    - ・ サプライチェーン全体でパリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しており、当該サプライチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取り組んでいる。
    - ・ サプライチェーン内の中小企業等が中小企業版 SBT、REAction 等、パリ協定に整合する目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取り組んでいる等、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。
- ・ 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。  
※これに準ずる機関とは、特殊法人、独立行政法人、地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人、政府機関、地方公共団体、及び前記団体が出資する法人からの出資割合が単独または合計で50%を越える法人をいう。
- ・ 会社法上の外国会社でないこと。
- ・ 反社会的勢力でないこと。

(5) 補助対象となる脱炭素機器（交付規程第3条関連）

本事業の補助対象となる脱炭素機器の要件は以下の通りとなります。

- ・ 環境省「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業実施要領」（以下「実施要

領」という。)で定める基準を満たす脱炭素機器であること。

なお、本事業の補助金対象機器は、電気自動車、燃料電池自動車を除き、経済産業省のリース信用保険の対象機器の部分集合となっている。(補足 2-4 及び 2-5)

- ・国による、他の機器購入に係る補助金制度との併用は不可。

※経済産業省のリース信用保険との併用は可能。

- ・令和 4 年 3 月 15 日までに借受証が発行される予定の機器であること。

#### (補足 2-4) 型番検索サイトについて

制度利用者の便宜のため、補助対象機器の型番情報については以下のホームページの検索サイトで公開します(型番登録の準備が整った機器から順次公開します)。

ただし、補助金申込の際に、指定リース事業者は補助金申込対象機器が実施要領で定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要があります。

なお、機構の本事業のホームページのトップページにある「対象リース機器検索」から閲覧が可能です。

- ・ E S G リース促進事業のホームページ：

<https://esg-lease.or.jp/>

#### ●注意事項

電気自動車、燃料電池自動車を除き、型番情報の検索サイトは、一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「GIO」という。)のホームページ内

[http://www.teitanso.or.jp/lease\\_target\\_instrument](http://www.teitanso.or.jp/lease_target_instrument)

を経由して閲覧することになっていますが、GIO は経済産業省によるリース信用保険の指定法人であり、本事業とは一切関係がありません。

くれぐれも本事業のお問い合わせについて GIO へご連絡することがないようお願いいたします。

(補足 2-5) 環境省が定める基準を満たしているものの、対象型番検索サイトに型番登録がない脱炭素機器の取り扱いについて

#### ① 検索サイトに型番登録がない場合(リース信用保険の型番未登録)

工業会経由で GIO 及び機構による追加型番登録作業が必要です。なお、この際の型番登録の窓口は GIO となっていることから、GIO 所定の製品型番登録シートにて、GIO 経由で登録を行う必要があります(本事業の対象機器についても同時に登録が可能となります)。

※なお、低炭素投資促進法の告示にない製品群については、登録はできません。

#### ② 既に検索サイトに型番登録はあるが、「ESGリース」欄の○又は△がない場合

(リース信用保険は型番登録済み)

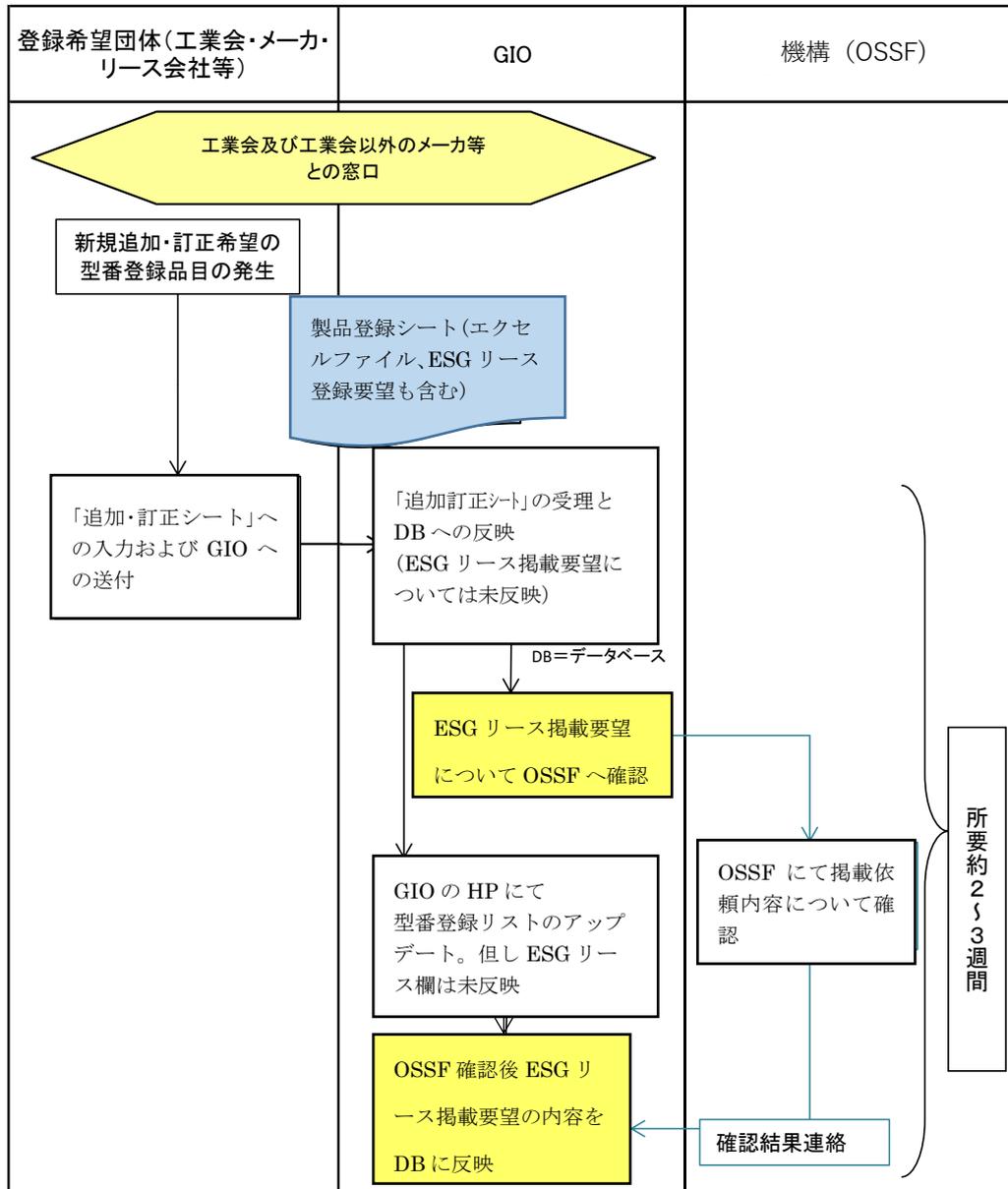
GIO の型番登録と「E S G リース」欄の掲載にタイムラグがあるため、基準を満たしているものの、まだ「E S G リース」欄の○又は△がついていない場合があります。この場合、機構にお問い合わせ下さい。

③ 特殊型番製品の場合

①と同様に、工業会経由で GIO 及び機構による追加型番登録作業が必要となります。

※検索サイトの「E S G リース欄」への掲載情報の反映は、リース信用保険の型番登録終了後 2～3 週間程度後となります。

一般的な新規型番登録・修正の手続きについて



(6) 補助金交付対象者（交付規程第4条関連）

本事業の補助金交付対象者は、環境省より「令和3年度脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業」の間接補助事業者として指定を受けたリース事業者（以下「指定リース事業者」という。）となります。

(7) 交付申請期間

令和3年6月7日～令和4年3月7日

(8) 予算額 14億円(令和3年度予算事業)

(9) 補助率

本事業の補助率は、前記(5)の脱炭素機器のリースによる導入に必要な総リース料の6%以下とします。

(10) 補助対象となる脱炭素機器の設置完了予定日（借受証の発行日）

補助対象機器の設置は、令和4年3月15日までに完了する予定であることとします（借受証の発行される状況をいう）。

3. 補助金交付申請の手続き

(1) 申請及び問い合わせ先

一般社団法人 環境金融支機構 ESGリース促進事業部  
東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階  
TEL 03-6261-1530 FAX 03-6261-1531

<https://esg-lease.or.jp/>

メールでのお問い合わせは、上記の本事業ホームページ内の問い合わせページのフォームを利用して行って下さい。

(2) 受付期限

	受付期限
補助金交付申請書類の受付期限	令和4年3月7日
補助金実績報告書類の受付期限	令和4年3月17日

(3) 補助金申請書の受付方法

補助金の申請はjGrantsのWeb上で受け付けます。

但し、交付申請書のjGrants上での申請分で補助金枠を設定します。

申請書の押印は、省略しても受付を可能とします。

なお、交付申請書受領分での補助金の執行状況は機構のホームページ内で公表しております。

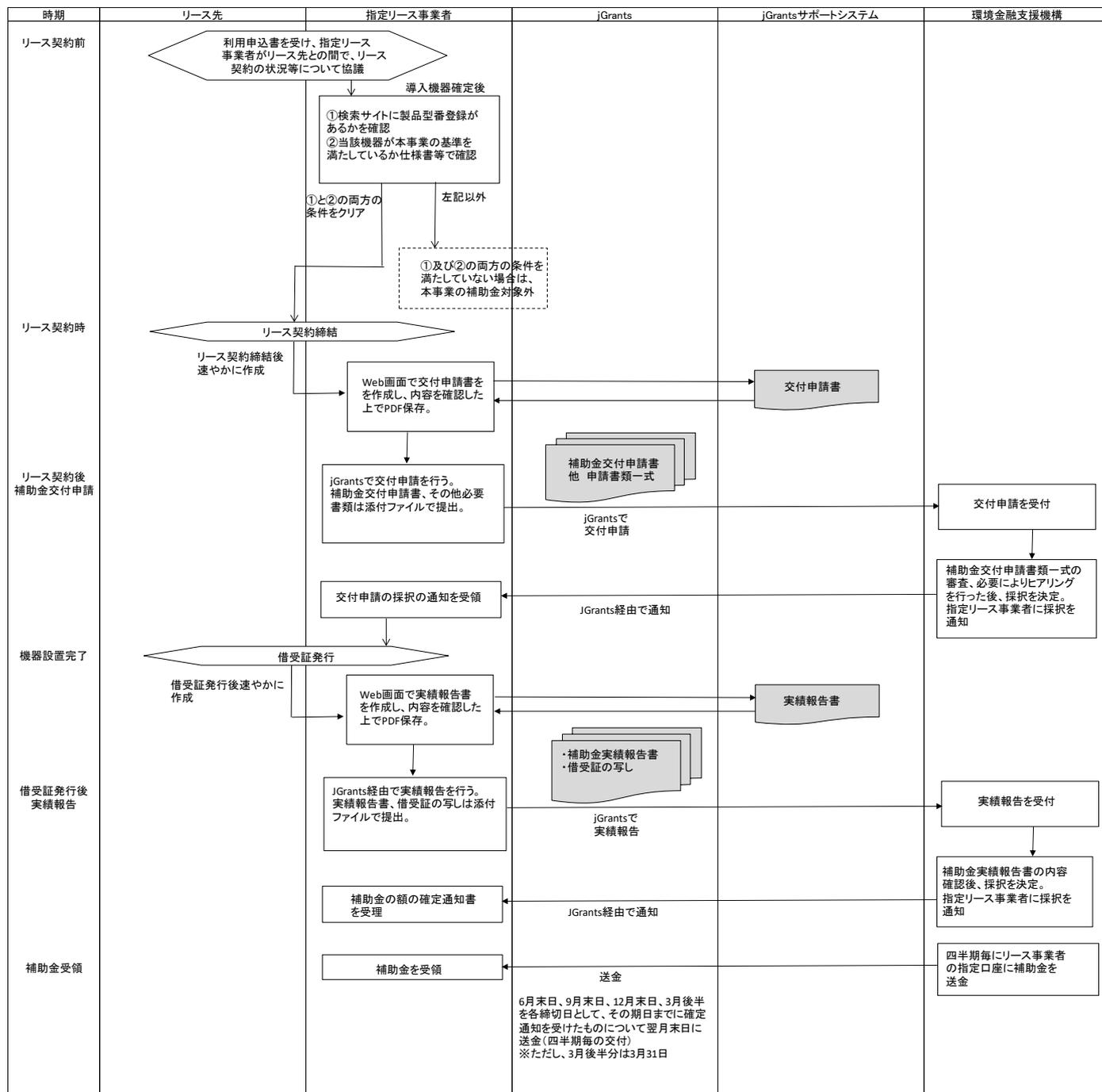
(4) 補助金の振込口座

最初の補助金交付申請を行う前までに「補助金振込先指定口座届出書」(様式第4)で振込口座を届け出て下さい。

(5) 補助金の交付日程

実績報告書の提出日	補助金額の確定日	補助金交付日
～令和3年6月18日	～令和3年6月30日	令和3年7月30日
～令和3年9月17日	～令和3年9月30日	令和3年10月29日
～令和3年12月17日	～令和3年12月29日	令和4年1月31日
～令和4年3月17日	～令和4年3月22日	令和4年3月31日

(6) 申請手続きの流れ



< 補助金交付申請手続きの一般的な流れ >

A. 本事業開始時点での手続きについて（交付規程第 16 条関連）

指定リース事業者（以下「申請者」という。）は指定を受けた後、最初の補助金交付申請を行うまでに、補助金振込先指定口座届出書（様式第 14）を、機構に郵送又は電子メールで P10 の 3(1)記載先に送付願います。

[使用する印鑑について]

申請者が提出する書類（A. の「補助金振込先指定口座届出書」以下、F. の「指定リース事業者の事情変更届出書」まで）に使用する印鑑は、省略していただいても結構です。

B. 補助金交付申請について

a. 申請手続きの流れ（交付規程第 6～16 条関連）

①対象機器の基準適合状況の確認

申請者は、リース先とのリース契約を締結する前に、補助金申込対象機器が実施要領で定める基準を満たしていることを、自らの責任で確認する必要があります。

（補足 3-1）

（補足 3-2）補助金申込対象機器について

- ・本事業の補助金対象機器は、電気自動車、燃料電池自動車を除き、経済産業省のリース信用保険の対象機器となっていることから、申込み時点において GIO の機構指定番号が取得されていることが必要となります。
- ・電気自動車、燃料電池自動車の機構指定番号は、E S G リース促進事業ホームページを参照のこと。
- ・リース先が申請者に対して、リース物件の基準の適合確認資料を添付した E S G リース促進事業の申込書を提出することとし、その申込書（写）を申請者による補助金交付申請時に提出して下さい。申請者はこの資料をもって本事業の基準を満たしていることを自らの責任で確認する必要があります。
- ・検索サイトで公開されている E S G リース促進事業の補助対象機器欄はあくまでも参考情報となります。

②補助金の交付申請

申請者は、リース先とのリース契約後速やかに、補助金交付申請書（様式第 1）を、機構に提出します。

jGrants サポートシステムで交付申請書を作成した後、jGrants にログインし、交付申請画面で必要箇所を入力し、交付申請書（PDF ファイル）と添付書類を添付フ

ファイルとして申請を行います。

### ③ 交付申請の受領

機構は、jGrants 経由で交付申請書を受け付けます。

(補足 3-2)

- ・ jGrants で補助金交付申請ベースでの補助金残高を、補助金執行状況の参考情報として ESG リースのホームページ内で公表しています。
- ・ 予算内での円滑な補助金執行を行うために、本事業の利用を取り下げる場合は、速やかに補助金申込取下げの報告を行うようにしてください。

### ④ 交付申請の採択

機構は、交付申請書他申請書類一式を審査し、その内容が適正であれば、交付申請を採択します。採択された場合は、申請者に jGrants 経由で交付決定通知書（様式第 2）が行きます。

### ⑤ 補助金交付申請内容の変更申請

補助金交付申請書を機構に提出後、申請内容の誤り等により交付申請内容の修正が必要になった場合には、交付申請内容変更申請書（様式第 3）を機構に提出します。

交付申請内容変更申請書は、jGrants サポートシステムで作成した後、jGrants にログインし、再度、交付申請手続き画面にて、交付申請内容変更申請書を添付ファイルとして申請手続きを行います。

なお、jGrants 上の手続きとしては、機構が申請の「差し戻し」を行うこととなります。

### ⑥ 補助金交付決定内容の変更申請

補助金交付決定通知書を受け取った後、その後の事情の変更により特別の必要が生じ、補助金の交付を受けるまでに交付決定を受けた内容を変更する場合（交付決定を受けたリース契約の一部を中止し又は廃止しようとするときを含む）は、補助金交付決定内容変更申請書（様式第 5）を機構に提出します。

交付決定内容変更申請書は、jGrants サポートシステムで作成した後、jGrants にログインし、「計画変更」画面で必要箇所を入力し、交付決定内容変更申請書を添付ファイルとして、変更手続きを行います。

### ⑦ 交付決定内容の変更承認の通知

機構は、補助金交付決定内容変更申請書の内容を審査し適正であれば、jGrants 経由で申請者に補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第 6）を通知します。

⑧補助金交付申請の取り下げ

補助金の交付決定通知書を受け取った後、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付申請を取り下げる場合は、補助金交付申請取下申請書（様式第7）を機構に提出します。

jGrants にログインし、「中止・廃止」画面で必要箇所を入力し、補助金交付申請取下書を添付ファイルとして取り下げを行います。機構は、申請者に補助金交付決定取下げの承認を通知します。

補助金交付申請取下げ書（様式第7）が、ESGリース促進事業のホームページからダウンロード可能です。

⑨補助対象機器設置完了後の実績報告

申請者は、交付決定の通知を受けたリース契約に係る補助対象機器の設置が完了した時は、完了の日から起算して60日後の日又は令和4年3月17日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第9）を機構に提出します。

補助金実績報告書は、jGrants サポートシステムで作成した後、jGrants にログインし、実績報告画面で必要箇所を入力し、補助金実績報告書（PDF ファイル）と借受証又はこれに類する書類の写しを添付ファイルとして申請を行います。

※なお、借受証の発行期限は、令和4年3月15日です。

⑩補助金額の確定

機構は、補助金実績報告書他申請書類一式を審査し適正であれば、jGrants 経由で申請者に補助金の額の確定通知書（様式第10）を通知します。

⑪補助金の交付

機構は、補助金の交付決定及び補助金額の確定した先について、3.(5)の交付日程に従い申請者が事前に届け出た振込先指定口座に補助金を交付します。

なお、一リース契約に係る補助金は一括で交付されます。

b. 補助金交付申請に係る提出書類及び添付書類

①補助金の交付申請

【提出書類一式】

	様式	提出書類名
1	—	補助金交付申請書・添付書類チェックシート
2	交付規程様式第1	補助金交付申請書

【添付書類一式】

	提出書類名
1	リース契約書の写し
2	特約又は覚書等の写し (※1)
3	対象機器の見積書、注文請書、売買契約書等、いずれか1つの写し (※2)
4	ESGリース促進事業利用申込書の写し
5	導入機器の基準適合チェックシートの写し
6	導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写し (チェックシート別添)
7	機器別取得価格、リース総額の計算根拠資料の写し ※補助対象機器が複数台あり、かつ補助金申込書、交付申請書の対象機器欄に複数 行入力する場合
8	補助対象外費用の計算書及び計算根拠の写し (※3) ※補助金対象外費用を含むリース契約の場合
9	適格要件、加点要件を補足する証憑、誓約書等 (※4)
10	三か月以内のリースバック取引とわかる証憑 ※リースバック取引の場合

- ※1 特約書又は覚書等は、補助金予定額の全額（補助金がない際の総リース料の6%以下がリース先のリース料低減につながっている旨の内容が記載されているものであり、リース契約書での特約追記方式、別冊方式のいずれも可。
- ※2 対象機器の見積書（写し可）の名義については、①申請者宛て、②リース先宛てのいずれかでも構わないが、申請者宛ての場合には、導入先としてリース先向けであることの記載が必要。  
なお、必ず補助金交付申請書のリース対象機器情報欄に記載されている対象機器であることが分かる書類であること。
- ※3 補助金対象外費用とは、ESGリース対象外の機器及びその付属品、メンテナンス費用、既存物件の撤去費、リース物件のレベルアップ等による解約金又はそれに準ずるものに係る金額等をいう。
- ※4 証憑は、任意書式による自己申告。機構の誓約書でも可。機構の誓約書を利用する場合は、確認した要件を「確認した事項を以下より選択ください」から選択し記入をすること。なお、「任意確認項目」にもご協力ください。

②補助金交付申請内容の変更申請

【提出書類一式】

	様式	提出書類名
1	交付規程様式第3	補助金交付申請内容変更申請書

③補助金交付決定内容の変更申請

【提出書類一式】

	様式	提出書類名
1	交付規程様式第 5	補助金交付決定内容変更申請書

④補助金交付申請の取り下げの申し出

【提出書類一式】

	様式	提出書類名
1	交付規程様式第 7	補助金交付申請取下げ書（共通）

⑤補助対象機器設置完了後の実績報告

【提出書類一式】

	様式	提出書類名
1	交付規程様式第 9	補助金実績報告書（共通）

【添付書類一式】

	提出書類名
1	借受証又はこれに類する書類の写し

※借受証の発行期限は、令和 4 年 3 月 15 日です。

令和 4 年 3 月 15 日までに設置を完了することができない場合には、補助金を受けることはできません。

C. 補助金交付後のリース契約に係る報告事項について

a. リース契約に係る報告事項が発生した際の手続きの流れ（交付規程第18条関連）

①リース契約に係る報告

申請者は、以下の事由が発生した場合は、速やかにリース契約変更届（様式第 13）を、機構に電子メールにて送付します。様式第 13 は E S G リース促進事業のホームページからダウンロード可。

- |  |
|--|
| イ. 交付決定を受けたリース契約が、2.（3）の補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合 |
| ロ. 申請者とリース先との間で合意によりリース契約を解約した場合                   |
| ハ. リース契約の期限の利益を喪失した場合                              |
- なお、この際のリース契約の期限の利益の喪失要件は、交付決定を受けたリース契約書で規定されている期限の利益の喪失要件とする。

②リース契約に係る報告（上記①以外のリース契約の内容変更の場合）

申請者は、上記①以外のリース契約の内容変更（合併及び法人成り等組織変動、リース先の社名・住所・物件設置場所変更等）が生じた場合には、速やかにリース契約変更届（様式第 13）を、機構に電子メールにて送付します。様式第 13 は、ESGリース促進事業のホームページからダウンロード可。

b. リース契約に係る報告に係る提出書類

①リース契約に係る報告

【提出書類一式】

	様式	提出書類名
1	交付規程様式第 13	リース契約変更届（共通）

【添付書類一式】

	提出書類名
1	（イの場合）変更契約書の写し、その他変更内容の分かる資料
2	（ロの場合）完済計算書の写し等の精算金及び解約日の分かる資料
3	（ハの場合）期限の利益の喪失事由（喪失日を含む）の分かる資料

②リース契約に係る報告（上記①以外のリース契約の内容変更の場合）

【提出書類一式】

	様式	提出書類名
1	交付規程様式第 13	リース契約変更届（共通）

【添付書類一式】

	提出書類名
1	変更契約書の写し、その他変更内容の分かる資料

D. 補助金の返還事由について

補助金の目的外利用やリース契約の途中解約が発生した場合には、交付された補助金の全額又は一部の返還義務が指定リース事業者に生じます。

なお、補助金返還義務はリース契約が終了するまで継続します。

a. 補助金の返還事由に係る手続きの流れ（交付規程第 17 条関連）

①補助金の交付決定の全部又は一部の取消が発生する事由

機構は、以下のいずれかの事由に該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができます。

- イ. 申請者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合
- ロ. 申請者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- ハ. 申請者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合
- ニ. 交付決定を受けたリース契約が、2.(3)の補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合(申請者とリース先との間での合意解約、期限の利益の喪失等により対象機器が引き揚げられ地球温暖化対策として以降利用されなくなった場合を含む)
- ホ. その他、交付の決定後に生じた事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

### ②補助金交付決定取消の通知

機構は、補助金の交付決定の全部又は一部の取消をした場合は、速やかに申請者に補助金交付決定取消通知書(様式第11)を通知します。

### ③補助金返還額の支払い

機構は、②の取消をした場合において、当該取消にかかる部分について既に補助金が交付されている時は、当該補助金の交付決定の全部又は一部の返還命令を、申請者に補助金返還命令書(様式第12)をもって通知します。

申請者は、補助金返還命令書を受領した後、返済期限(当該命令日より20日以内)までに当該命令書に記載されている振込先指定口座に補助金の返還を行う必要があります。(補足13)

※申請者とリース先との間での合意解約等、事前に補助金返還額を確認する必要がある場合は、機構まで個別にお問い合わせ下さい。

#### (補足13) 加算金と延滞金について

- ・補助金の返還に際し、上記①の事由のうちニ及びホの場合を除いては、補助金の受領日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年利10.95%の割合で計算した加算金も合わせて納付する必要があります。
- ・補助金の返還に際し、返済期限(当該命令日より20日以内)に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付する必要があります。

#### E. 指定リース事業者の事情の変更について

指定リース事業者において、合併、解散等の組織の変動、又は会社運営における重要な事象の発生があった時には、速やかに指定リース事業者の事情変更届出書（環境省所定様式）を機構に提出する必要があります。

※指定リース事業者の事情変更届出書は、E S Gリース促進事業のホームページからダウンロード可能です。

#### F. 申請書類等の保存義務について

交付決定を受けたリース契約に係るリース契約関係書類（リース契約書、特約又は覚書等、及び借受証又はこれに類する書類等）については、リース期間が満了するまで保存する必要があります。

#### 4. その他

よくある質問事項について令和3年度E S Gリース促進事業 Q&A 編を参照ください。